

# 「宗像大宮司天正十三年分限帳」についての一考察

桑田 和明

## はじめに

筑前国宗像社の大宮司宗像氏貞の時のものとされる分限帳（知行帳）が何本かのこざれている。分限帳には宗像氏家臣と宗像社社官衆の知行高、宗像氏が寺領を寄進した寺院が書かれており、宗像氏の権力編成の一端を知ることが出来る史料になる。伊東尾四郎が編纂した『宗像郡誌』下輯（一九三二年）には、「天文世元年宗像御代寺社武家知行帳」（以下、「天文の知行帳」とする）と「宗像大宮司天正十三年分限帳」（以下、「分限帳」とする）が収録されている。氏は氏貞の時の知行帳と称するものが数種あるが、これらの書が当時の記録の転写かどうか疑問があるとする。中には知行高が非常に多く信用しがたいものもあり、良写本と信頼できる書に接していないと断った上で収録している。前者は「占部文書」を伝来した占部氏旧蔵（現在宗像大社所蔵）、後者は江口浦（宗像市江口）庄屋辻野氏所蔵本を文化九年（一八二二）に写したものとす。

『宗像神社史』は宗像大宮司分限帳には数種類の伝本があり、「これらの書はその記載、面積・石高等に相当甚しい異同があり、果して当時の記録の転写であるか否か、疑問が存する」とする<sup>1)</sup>。その上で、「天文の知行帳」と「分限帳」を考察している。前書の知行面積は、「天正年間田畠帳」「慶長検

地帳」と比較して大差はないが、人名については信じがたい点が多いとしている。後者は知行面積が大きく、「慶長検地帳」記載の総計四〇九六町余をも遙に越えていることを指摘し、両書には信憑しがたい点が多いとする。

更に元和三年（一六一七）三月に沙弥宗仙が撰した「宗像記追考」第十一 豊後勢攻赤馬・許斐両城事には、天正十三年乙酉年御人数着到ノ面（以下、「着到ノ面」とする）がある。人名のみで知行面積の記入はないが、これは省略したとみられるとする。このことは「宗像記追考」中の大和氏の知行面積と、「分限帳」の大和氏の知行面積が同じであることから窺われるとし、元和三年以前に、「分限帳」が作成されていたことは、ほぼ疑う余地がないとしている。

両書に対する評価は『宗像神社史』の指摘の通りと考えられるが、「分限帳」の史料批判は知行高（知行面積）からの考証に留まっておらず、書かれた人名は検討されていない。

本稿では「分限帳」と「着到ノ面」に書かれた人名と寺院を検討し、「分限帳」の史料価値について考察する。知行高の検討と他の分限帳（知行帳）との比較検討は行っていない。

段々侍ヲ御取立アリ又断絶ノ家シテ起シ給ニ  
 依テ天正ノ比ニ至テ過分ノ人數ヲ持テ其比ノ人  
 數左ニ記ス此ニ入事ナシト事ノ次テ如此也  
 天正十三ノ百ノ御人數着到ノ面  
 田嶋衆  
 深田中務少輔 許斐宮内少輔 占部日向守  
 占部弥九郎 嶺土佐守 嶺修理進  
 清丸孫六 小寺神佐 許斐宗玄  
 嶺ノ郎跡 許斐与八 吉田神六  
 吉田民部丞 吉武石馬允 市九源次郎  
 嶺又三郎 石松主計允 久原九馬允  
 石松源内兵衛 石田余三 早川彦九衛門  
 久原十郎 田中源兵衛 田中新右衛門  
 森源九衛門 市九左衛門 占部弥三郎  
 常子善内 常子彦五郎 城戸高九衛門  
 柴田三左衛門 嶺弥次郎 馬場豊前守

図一 『宗像記追考』「着到ノ面」(宗像大社神宝館所蔵)

## 一、「分限帳」と「着到ノ面」の内容

戦国時代の宗像氏研究に利用される「宗像記」「宗像記追考」のうち、「宗像記」は慶長八年(一六〇三)に沙門祐伝が著したものである。同書を増補訂正するために、元和三年(一六一七)に七十一歳の沙弥宗仙が著したものが「宗像記追考」になる。元禄八年(一六九五)に占部三秀が両書をあわせてものが、「宗像郡誌」中輯(一九三一年)に収録されている。河窪奈津子氏は同書に収録する「宗像記追考」には欠落部分があること、著者が「占部家系伝」に寛永九年(一六三二)に八十五歳で死去したとある占部貞保(宮若丸・八郎)と思われるとする<sup>2)</sup>。宗仙は天文十六年(一五四七)に生まれ、宗像氏貞が死去した天正十四年(一五八六)は四十歳になる。占部氏は宗像氏の重臣で貞保の祖父は尚安、父は尚持になる。戦国時代を生き抜いた貞保が書いた「宗像記追考」に収める「着到ノ面」も、信憑性が高いことになる。「分限帳」が「宗像記追考」より前に成立し、「宗像記追考」に引用されているとすれば「宗像記追考」と同様に史料の価値は高いことになる。但、「分限帳」と「宗像記」「宗像記追考」は宗仙の子孫に伝来した「占部文書」には含まれておらず、原本は伝来していない。「宗像記追考」は宗像氏の歴史と占部氏の活躍を記載することで、占部氏を顕彰する意図による作爲、後世の加除も考えられる。このことは、「分限帳」の知行高で上八村郷衆占部八郎(貞保)が一八七町八反と書かれ、宗像氏家臣の中で最高の知行高であることから窺うことができる。本稿では「分限帳」は「宗像郡誌」から、「着到ノ面」は近年、宗像大社に寄贈された「宗像記追考」の一

本から使用した<sup>3)</sup>。いずれも原本ではない。

本章では「分限帳」と「着到ノ面」の構成を確認する。「分限帳」は、表一のように田島衆以下を記載し、「御厩衆」の次に五十六の寺院が記載され、「社官衆」が続く。「着到ノ面」は「御厩衆」の次に「諸道芸者」があり、「以上御給人」とする。この後に「社官衆」が続く。寺院については、「此外寺領有之寺、御領分中ニ五拾六ヶ寺有之」とあつて、「宗像記追考」第十七 氏貞逝去之事に宗像氏が寺領を寄付した五十六ヶ寺を記載している。社官衆と寺院は第三章で検討する。

「着到ノ面」にもどると、「着到ノ面」は「分限帳」に書かれた番匠・鍛冶大工・鍛冶・美麗・同座中・御劍鍛冶・塗師・笛吹の十二人を「諸道芸者」に置き、「以上御給人」としている。但し、「分限帳」の番匠大工阿部善右衛門（河東郷衆）、細工人竹松助右衛門（野坂庄衆）、医師良梅軒、絵師・医師五十君与助、医師木道三宦（以上、赤間庄衆）は、「着到ノ面」では衆編成に組み込まれている。この他、「着到ノ面」には「分限帳」に書かれた坂本分（本木郷衆）、宗利と梵裡（遠賀庄衆）が書かれておらず、円城寺新九郎（遠賀庄衆）が書かれている。更に中間頭の神崎又三郎と秋山与太郎（遠賀庄衆）の二人は、「着到ノ面」では「御中間衆」に書かれ中間頭とある。

「分限帳」「着到ノ面」で知行高に続けて「嶺十郎跡」などと記載されたもの、「美麗亀石清兵衛」「着到ノ面」は能太夫亀石清兵衛）に対応する「右同座中」（「着到ノ面」は同一座中）をそれぞれ一人と計算している。「分限帳」は若宮衆までが四六五人、御厩衆までの総計は五二五人、「着

表一 「分限帳」「着到ノ面」の衆編成と人数

	「分限帳」	「着到ノ面」	備考
田島衆	四〇人	三六人	四人↓「諸道芸者」
河東郷衆	八人	八人	
河西郷衆	八人	八人	
上八村郷衆	十五人	十五人	
田野郷衆	八人	八人	
池田郷衆	九人	七人	二人↓「諸道芸者」
奴山郷衆	十人	十人	
在自郷	一人	一人	
宮地郷衆	六人	六人	
勝浦村衆	二人	二人	
本木郷衆	十四人	十三人	「坂本分」↓無し
内殿郷	一人	一人	
村山田郷衆	十五人	十五人	
東郷衆	十四人	十四人	
久原村衆	二人	二人	
大穂・光岡衆	四人	四人	
曲村衆	七人	七人	
野坂庄衆	二六人	二六人	
山口・宮永衆	四人	四人	
室木村	一人	一人	
赤間庄衆	八五人	八三人	二人↓「諸道芸者」
土穴・須恵衆	三人	三人	
山田・平等寺衆	七人	六人	一人↓「諸道芸者」
大島衆	二人	二人	
遠賀庄衆	八九人	八四人	五人↓中間衆（中間頭）へ 二人↓「諸道芸者」へ 宗利と梵裡↓「着到ノ面」 に無し 円城寺新九郎↓「着到ノ面」に有り
若宮衆 （小計人数）	八四人	八四人	
御中間衆	四六五人	四五〇人	
御雑色衆	十八人	二〇人	
御雑色衆	十九人	十九人	
御厩衆	十三人	十三人	
諸道芸者	十二人	十二人	
（総計人数）	五二五人	五一四人	

\*「着到ノ面」の衆名は「分限帳」と異なる場合のみ記載した。

「到ノ面」は若宮衆までが四五〇人、「諸道芸者」までの総計は五一四人になる。「着到ノ面」には、若宮衆の後に「已上具足四百四拾九領」と書かれているので一人多くなる。「着到ノ面」には番匠大工阿部善左衛門（河東郷衆、「分限帳」は阿部善右衛門）が、「諸道芸者」にも「同（番匠）阿部善左衛門」と書かれている。二人分と数えたが重複しているとも考えられる。

「分限帳」と「着到ノ面」に書かれている人数と合計人数はほぼ同じであるが、編成は異なっており、人名・郷村名も異なるがある。また、「分限帳」には、河東郷衆の阿部善右衛門に番匠大工と注記されているほか、田島衆の石松源内兵衛丞が右筆、奴山郷衆の牧千三郎が「今年扶助之」などと注記されているが、「着到ノ面」では「諸道芸者」で番匠などと注記される他は、河東郷衆の阿部善左衛門が「番匠大工」と注記されているだけで他に注記は書かれていない。このように「着到ノ面」は「分限帳」を単純に転写したものではない。更に衆名を比較すると、「分限帳」には転写時の「衆」の脱落などがある。

宗像氏による領内の衆編成について、（永祿二年カ）十月十六日付竹井伊豆守宛宗像氏貞書状には、「遠賀庄衆内連々密通仁候者、早々可被引成事簡要候」とある（『竹井文書』『市史』四二二）。書状の内容には立ち入らないが遠賀庄衆の存在が知られる<sup>1)</sup>。年末詳十二月二十日付竹井宮内丞・瓜生彦太郎・畔口新藏人宛畔口兼統・井野口益尚・藤田益光・秋山重頼・二村守秀・庄内各々中連署訴状には、「就第一宮御造管之儀、当庄御段米被 仰付候、存其旨候、雖然当社高藏宮依御造管之儀、老段別三升通、両年 被仰付、各迷惑之由、御理申上之処、雖無余儀被思召候、彼造管是非、可有御調之条、別而各々可致辛勞候、於然者、御段米之儀、十ヶ年被成御扶助之通、

御連署之状、同衆対竹井伊豆守・瓜生長門守、御書被成遣候、以此趣可然様、可預御披露候」とある（『竹井文書』『市史』五八一）。

宗像社辺津宮第一宮造管時に、当庄（遠賀庄）に段米が課せられたが、遠賀庄の惣社高藏宮造管のため段別三升が両年にわたり遠賀庄に仰せ付けられていたので、畔口兼統以下の庄内各々中とある遠賀衆中が訴えている。同衆とある竹井伊豆守と瓜生長門守（益定）が遠賀庄の統率者であったであろう。遠賀庄の宗像氏家臣が遠賀庄衆に編成されていたことが類推できる。

また年末詳であるが正月十九日付五十君与助宛宗像氏貞感状写には、「去十二日夜、立花衆赤馬莊執懸候之処、東郷衆<sup>（雖）</sup>為無人」、同日付池浦内蔵助宛宗像氏貞感状写には、「去十二日夜立花衆執懸之処、在郷衆雖為無人」とある（『五十君系譜』『児玉韞採集文書』『市史』六九一一・二）。大友方の立花城勢が宗像氏領内に侵入した時のものになる。「分限帳」「着到ノ面」には、五十君与助が赤間庄衆（赤馬庄衆）に書かれている。氏貞感状写から東郷衆の存在が明らかになる。

「分限帳」と「着到ノ面」には西郷衆が書かれておらず、西郷に居住していたと考えられる河津氏・井原氏などが若宮衆に書かれている。「天文の知行帳」にも西郷衆は書かれていないが、西郷が大友領となっていた天正十三年の実態を反映しているといえることができる。

記載された衆の単位となる郷村について、天正六年六月朔日に書かれた、第一宮御宝殿御棟上之事置札の御領中人夫之事からは、表二のように領内の郷村が十手に分けられ動員されることがわかる（『市史』五八三一一・『大社文書』四卷）。十手を一巡すると四〇〇〇余人になると書かれていることから、

一手の平均人数は四〇〇人になる。大島・地島（泊・白浜）の人数には問題があるが、ある程度人数は均等になるように編成されていたことが考えられる。表二は一手に書かれた郷村のうち「分限帳」「着到ノ面」にみえるものに○を付けている。

一手の編成には田島が書かれていない。田島については天正二年正月吉日付宗像小路屋敷帳写（田島諸小路屋敷帳写）がある（『宗像文書』『市史』五五九）。諸小路に書かれた上殿と、諸小路には書かれていないが田島と重なる部分があると思われる深田村は、第一宮御宝殿御棟上之事置札では「御木屋取上之事」に書かれているが、どちらも一手の編成には書かれていない。

光岡と土穴も一手には書かれていないが中世の史料にみえている。このうち光岡は嶺村といわれていたと伝えられており、一手の嶺村が光岡にあたると考えられる<sup>55</sup>。若宮も一手には書かれていないが、「分限帳」「着到ノ面」に若宮とともに書かれていた山口・宮永・室木を除く稲光村以下を、若宮を構成

表二 第一宮御宝殿御棟上之事置札の郷村

郷村名	郷村名
一手 ○上八村郷 ○田野郷 ○池田郷浦共	一手 ○山口郷 ○宮永村 稲光村 在木村 ○室木村 宮田郷 長江津留（以上、鞍手郡）
一手 ○遠賀庄芦屋津共	
一手 ○怒山郷 ○勝浦村 ○在自郷	
一手 唐防 津屋崎 ○宮地郷	
一手 ○大島 泊 白浜	
一手 ○内殿郷 ○本木郷 ○村山田郷 ○東郷 ○河西郷 神興村	
一手 ○野坂庄 ○大穂村 ○曲村 嶺村 ○久原村	
一手 ○赤馬庄	
一手 ○山田村 ○須恵村 ○平等寺村 稲元村 ○河東郷	

する郷村とすることには検討の余地がある。このように「分限帳」「着到ノ面」の郷村と十手に分けられた領内の編成とは、一致しない郷村がある。

## 二、「分限帳」と「着到ノ面」人名考証

本章では「分限帳」に書かれた人名について、当時の史料で確認できるか考証する。表三では社官衆を除き、天正六年（一五七八）から天正十四年までの史料で確認できるか考証した（典拠史料は『市史』の史料番号のみ記載）。年号が類推、便宜上収録されている史料は省略した。「宗像記追考」などの後世の編纂物も収録していない。衆名は「分限帳」の順に従い、人名を衆ごとに五十音順で並べた。当時の史料と同一の人名については○、ほぼ同一の人名と考えられる人名は△、確認できない人名は×で示した。備考には、当時の史料と異なるある「分限帳」の人名などを記載した。天正十三年二月吉日付の宗像宮御庁着座次第写に書かれた社官の中には未出仕があり、衆編成に組み込まれた人物が代わりを勤めている（『嶺文書』『宗像文書』『市史』六七九―一、『大社文書』三卷一三・二卷四三）。このため社官は「分限帳」「着到ノ面」に書かれた社官衆のみ第三章で検証し、それ以外の人名は表三に入れている。但し、吉田致次と豊福秀賀は第三章で検討し、（宗像宮御庁着座次第写に書かれた）無姓の「権官」は、他の史料で確認できる人名がないので表三では省略した。該当する人名は、人名の解釈によって多少の増減があることを断っておきたい。

表三 宗像氏家臣と「分限帳」の人名

人名	天正六年	天正七年	天正八年	天正九年	天正一〇年	天正十一年	天正十二年	天正十三年	天正十四年	有無	備考
稲光助三郎 鍛冶大工	五八三・二他			六〇六・二	六二九・一他			六八一	七〇四・一	○	田島衆 鍛冶番匠稲光助二郎
占部日向守矩安									七〇四・一	○	田島衆
占部弥九郎貞頼					六二九・一				七〇四・一	○	田島衆
河野藤左衛門尉 番匠	五八三・二他			六〇六・二					七〇四・一	△	田島衆 番匠河野藤右衛門
許斐宮内少輔氏清								六八二		○	田島衆
日高与三左衛門尉 番匠	五八三・二他			六〇六・二					七〇四・一	○	田島衆 番匠日高与三右衛門
深田中務少輔氏栄	五八三・一				六二九・一			六七八他	七〇四・一	○	田島衆 擬大宮司宗像朝臣氏栄(六七八他)
嶺土佐守氏兼			六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九・一他	六八六他	○	田島衆 宗像宮御庁着座次第写にあり(六七九・一)
吉武右馬允	五八三・二									○	田島衆 吉武右馬之丞
安部善左衛門尉 大工				六〇六・二						△	河東郷衆 番匠大工阿部善右衛門
薄弥右衛門尉	五八三・二									○	河東郷衆 薄弥右衛門
吉田市助貞信							六七九・一			○	河西郷衆 宗像宮御庁着座次第写にあり(六七九・一)
吉田右馬助貞房			六〇二		六二九・一	六六二	六七六		七〇四・一	○	河西郷衆 吉田右馬之助
占部八郎貞保									七〇四・一	○	上八村郷衆
大森彦三郎貞□									七〇四・一	△	上八村郷衆 大森彦五郎
吉田兵部少輔貞勝				六二〇	六二九・一他	六四八			七〇四・一	○	上八村郷衆
門司主計允	五八四・四									○	田野郷衆 門司主計丞
吉田土佐守致	五八三・三他				六二九・一				七〇四・一	○	田野郷衆 天正九年「吉田土佐」戦死(六二二・一)
石津兵庫允	五八三・二									○	池田郷衆 石松兵庫丞
木原新右衛門尉	五八三・二									○	池田郷衆 木原新右衛門
吉田内蔵大夫貞棟	五八三・一他									○	池田郷衆 吉田内蔵大夫
牧四郎左衛門				六二二・八						○	奴山郷衆
許斐兵部少輔氏則					六二九・一				七〇四・一	○	本木郷衆
石川図書助貞慰	五八三・三									○	村山田郷衆
占部源内右衛門尉貞安			六〇〇			六五二	六七二		六八九	○	村山田郷衆 占部源内右衛門
遠藤内蔵丞	五八三・二									○	村山田郷衆



人名	天正六年	天正七年	天正八年	天正九年	天正一〇年	天正十一年	天正十二年	天正十三年	天正十四年	有無	備考
吉田彦七貞宏		五八九		六二一四						○	山田・平等寺衆
畔口伊与守益勝					六二九一					○	遠賀庄衆
竹井孫三郎貞□									七〇四一	○	遠賀庄衆
峯(嶺)内藏丞	五八三一二									○	遠賀庄衆 嶺内藏允跡
吉田左近允貞延					六二九一他				七〇四一	○	遠賀庄衆 天正九年「吉田左近」戦死(六二一一)
有吉縫殿丞	五八三一三			六二一六						○	若宮衆 有吉縫殿允
石松加賀守秀兼	五八三一三									×	天正九年「石松加賀」戦死(六二一一)
石松新三郎貞景	五八三一三									×	天正九年「石松新三郎」戦死(六二一一他)
石松兵部丞	五八四一三他									×	天正九年「石松兵部」戦死(六二一一他)
石松孫右衛門尉	五八三一三									×	
占部越後守賢安	五八三一他	五九〇一		六〇六一二	六〇五他				六八五他	×	池田郷衆 美麗亀石清兵衛
龜石大夫弥左衛門尉	五八三一四									×	
祈念左衛門大夫	五八三一四									×	
工藤右衛門	五八三一三									×	
五十君四郎左衛門栄牧							六七三			×	
許斐安芸守氏鏡	五八三一他				六二九一					×	
許斐四郎	五八三一三									×	
桜井新左衛門尉	五八三一三									×	
三詫軒	五八三一三									×	
塩川市助	五八三一三									×	
白木治部丞	五八三一三									×	
竹井八郎貞就		五九三								×	
竹井滿			五九九							×	
田中源次	五八三一三			六二一五						×	
唐人助三郎	五八三一三									×	
泊島五郎左衛門	五八三一三									×	
富田半助						六六四				×	
二村新四郎貞勝									七〇四一	×	
温科吉左衛門尉	五八三一三									×	



表四は各衆・御中間衆・御雑色衆・御厩衆ごとに、当時の史料で確認できる人数以下を掲げている。村山田衆は△を含め十五名中七名が当時の史料で確かめられる。これに対し、遠賀庄衆は八九名中四名、若宮衆は八四名中一名の人名が確かめられるように、衆ごとで差が大きい。全体では五一五人中六八名が確認できる。

「分限帳」の田野郷衆吉田土佐守（守致）と野坂庄衆晴気次郎（氏澄）は、天正九年十一月十三日、鞍手郡で宗像氏貞勢と戸次道雪勢が戦った時に戦死したとされる（「天正十三年十一月十三日付戸次道雪着到状」「立花文書」「市史」六二二―一他）。表三からは二人が戦死していないことが確かめられ、「分限帳」の記載が正しいことがわかる。更に戸次道雪着到状に書かれた石松宮内は大徳・光岡衆石松宮内少輔（守勝）、吉田左近は遠賀庄衆吉田左近允（貞延）と考えられ、戦死は誤記の可能性が高い。遠賀庄衆石松源三も戦死とあるが遠賀庄衆に書かれている。誤記の可能性はあるが、天正九年以後の史料にみえないので表三には入れていない。戸次道雪着到状のみに書かれ、その後の史料と「分限帳」に書かれていない宗像氏家臣も表三には入れていない。

この他「分限帳」には、赤間庄衆に石松十郎跡、若宮衆に深川右京進（貞国）跡が書かれている。石松十郎と深川右京は着到状に書かれているように戦死しており、その跡とすることができ（6）。若宮衆の河津丹後入道と河津修理進跡は、「河津家系」に河津丹後守隆載と河津修理亮隆重がみえる（「河津家系」「市史」六二二―五六）。更に既述の年未詳十二月二十日付「竹井文書」の宛名・発給者・本文中の人物は年未詳のため表三には入れてい

表四 「分限帳」衆名の人数

衆名	○	△	×	合計人数
田島衆	八人	一人	三人	四〇人
河東郷衆	一人	一人	六人	八人
河西郷衆	二人	〇人	六人	八人
上八村郷衆	二人	一人	十二人	十五人
田野郷衆	二人	〇人	六人	八人
池田郷衆	三人	〇人	六人	九人
奴山郷衆	一人	〇人	九人	十人
在自郷（衆）	〇人	〇人	一人	一人
宮地郷衆	〇人	〇人	六人	六人
勝浦村衆	〇人	〇人	二人	二人
本木郷衆	一人	〇人	十三人	十四人
内殿郷衆	〇人	〇人	一人	一人
村山田郷衆	七人	〇人	八人	十五人
東郷衆	一人	〇人	十三人	十四人
久原村衆	〇人	〇人	二人	二人
大徳・光岡衆	一人	〇人	三人	四人
曲村衆	〇人	〇人	七人	七人
野坂庄衆	四人	〇人	二三人	二六人
山口・宮永衆	一人	〇人	三人	四人
室木村（衆）	〇人	〇人	一人	一人
赤間庄衆	十二人	五人	六八人	八五人
土穴・須恵衆	〇人	〇人	三人	三人
山田・平等寺衆	二人	〇人	五人	七人
大島衆	〇人	〇人	二人	二人
遠賀庄衆	四人	〇人	八五人	八九人
若宮衆	一人	〇人	八三人	八四人
御中間衆	一人	〇人	十七人	十八人
御雑色衆	三人	〇人	十六人	十九人
御厩衆	〇人	三人	十人	十三人
合計人数	五七人	十一人	四四七人	五一五人

ないが、「分限帳」遠賀庄衆に畔口東市助（兼統）跡・竹井伊豆入道・秋山兵庫允（重頼）が書かれている（『市史』五八一）。

逆に占部越後守賢安・許斐安芸守氏鏡・吉田伊賀守致勝・吉田伯耆守重致、社官の豊福式部卿秀賀などが「分限帳」には書かれていない。天正六年六月朔日付の辺津宮第一宮本殿遷座式の日書かれた四枚の置札には、豊福秀賀・吉田重致が奉行、許斐氏鏡が社奉行とある（『市史』五八三―四）。

占部賢安も遷座式で重要な役割を勤めている。吉田致勝は天正十年三月七日の宗像氏貞家臣願文写と宗像氏貞没後の天正十四年八月朔日付宗像氏家臣願文に花押はないが名前が書かれており、宗像氏家臣の中心の一人であった（『新撰宗像記考証』『市史』六二九―一、「嶺文書』『市史』七〇四―一・『大社文書』三卷一一）。前者の願文写には許斐氏鏡・吉田重致・占部賢安の名前もあるが、後者の願文に氏鏡の名前はない。天正十三年時点では死去していたことも考えられる。

天正七年二月二日付の秋月種実重臣連署起請文の宛名は許斐氏備・占部賢安・吉田重致である（『宗像神社文書』『市史』五九〇―一・『大社文書』一卷一六三）。天正十四年二月十日には吉田重致・占部賢安・許斐氏備が麻生氏重臣宛に連署起請文を送っており、三人は宗像氏の重臣であった（『波多野文書』『市史』六八五）。

「許斐氏家系」（『宗像郡誌』下輯）は、許斐氏鏡の息子を許斐氏則とする。氏則は天正十年三月七日の願文写に許斐兵部少輔氏則の名前があり、「分限帳」本木郷衆には許斐兵部少輔がいる。「宗像記追考」第十九 四任之事に収録する吉田氏の系図では吉田土佐守（実名無し）の息子を重致（伯

耆守）・勝致（伊賀守・致勝の誤り）・守致（土佐守）とし、重致の息子を内蔵大夫貞棟、致勝の息子を貞倫（勘解由左衛門）とする。池田郷衆に吉田内蔵大夫がおり、本木郷衆に吉田勘解由丞がいる。占部賢安の息子は占部大膳進種安で、「分限帳」東郷衆に占部大膳進がいる。このように「分限帳」に書かれていない家臣も、息子の名前が書かれている例がある。この点については、すでに堀本一繁氏が指摘している<sup>7)</sup>。

郷衆に関連し、堀本一繁氏は御米（銭）注進状の連署人について常に署判に加わった高向良秀・豊福長賀・吉田良知・高山榮秀・豊福秀賀・嶺氏兼と、二番目の署判者となる特定の所在地のみに署判する者に大きく二つに分けられるとする（欠損分があるものを除くと、天正十年十月二十八日の遠賀庄天正十年御米注進状は豊福長賀と高山榮秀の名前がない「嶺文書』『市史』六三六・『大社文書』三卷二九）。社領の存在する郷村に知行地がある有力家臣に東郷の占部越後守賢安（『嶺文書』『市史』六〇五・『大社文書』三卷二三）・占部大膳進種安（『嶺文書』『市史』六三四・『大社文書』三卷二七他↓東郷衆）、池田郷の吉田伯耆守重致（『嶺文書』『市史』六四一・『大社文書』三卷三三他）、遠賀庄の吉田左近允貞延（『嶺文書』『市史』六三六・『大社文書』三卷二九↓遠賀庄衆）を掲げ、他については担当地域が知行地と重なるかどうかは別にして、第二位署判者とのつながりを指摘している<sup>8)</sup>。

注進状の第二位に署名する家臣と「分限帳」の衆が一致していない例を確認すると、以下になる。内殿郷は占部源内右衛門尉貞安（『嶺文書』『市史』六〇〇・『大社文書』三卷一六他↓村山田郷衆・占部源内右衛門）。村山田郷は特定人なし（『嶺文書』『市史』六〇一・『大社文書』三卷一七

他)。田野郷は吉田右馬助貞房（「嶺文書」『市史』六〇二・『大社文書』三卷一八他↓吉田右馬之助・河西郷衆）。曲村は特定人無し（「嶺文書」『市史』六一七・『大社文書』三卷二〇他）。山田村は吉田飛<sup>驒</sup>彈守尚時（「嶺文書」『市史』六一九・『大社文書』三卷二二）で他の注進状には特定人なし（吉田尚時は天正九年に戦死するが、「山田吉田氏系図」には山田村住とある）『市史』六二一―五七）。御用御米注進状（郷村未詳）は吉田兵部少輔貞勝（「嶺文書」『市史』六二〇・『大社文書』三卷三他↓上八村郷衆）。両島（泊島・白浜）は占部大膳進種安（「嶺文書」『市史』六三二・『大社文書』三卷二五↓東郷衆）。泊島は占部大膳進種安（「嶺文書」『市史』六五〇・『大社文書』三卷三四）。内浦郷（「嶺文書」『市史』六三七・『大社文書』三卷三〇）は特定人無し。土穴郷（「嶺文書」『市史』六三八・『大社文書』三卷三二他）は特定人無し。勝浦村は占部日向守矩安（「嶺文書」『市史』六八一・『大社文書』三卷参考三↓田島衆）。在自郷は許斐宮内少輔氏清（「嶺文書」『市史』六八二・『大社文書』三卷参考四↓田島衆）になる。

注進状と特定の連署人との関係については、宗像氏家臣の知行地などから改めて考える余地があると思われる。

### 三、社官衆と寺院

「分限帳」では、寺院の項があり最後に社官衆の項をおく。本章では先に社官衆を検討し、最後に寺領を与えられたとする寺院を検討する。

社官衆は吉田治部丞以下二十六人の名前と権官十人、楽所今二人、貫首

今八人、禰宜十人、預り今十人、神楽座今五人とあって、権官以下は人数のみを記載する。社官衆は合計で七十一人になる。但し「着到ノ面」には吉田侍従・吉田少輔・池浦座主が書かれていない。名前が書かれた社官の二十六人のうち、吉田弥九郎を除く二十五人は表五のように当時の史料からほぼ確認できる。弥九郎については、前述の天正十三年（一五八五）の宗像宮御庁着座次第写に、左座の七「十郎丸」権少官司吉田助次郎致次が書かれており、弥九郎と関連することも考えられる。衆に編成された家臣などに比べると確認できる割合が高い。「着到ノ面」は三人欠落していることから、「分限帳」などから転写する時に欠落したことも考えられる。「分限帳」が「宗像記追考」より先に成立した傍証とすることもできる。

社官衆の池浦座主分は、天正十三年二月吉日付宗像宮僧座着座次第写に池浦式部卿秀賢を右座の二「伊王丸座主」とすることから池浦秀賢にあてた（「嶺文書」「宗像文書」『市史』六七九―二、『大社文書』三卷一四・二卷四四）。切手分は天正六年の第一宮御遷宮之事置札では、「二之御前御輿」に「前切手代 良秀法師」と書かれている（『市史』五八三―四・『大社文書』四卷）。着座次第写の左座の八「楽方」には「吉田切手共良季」とあるので、良秀は吉田良季の誤記カとした<sup>9)</sup>。小葉師丸は着座次第写の右座の七「小葉丸」に吉田少納言良玄とあるので、吉田良玄カとした。

「分限帳」では権官十名とあるが、宗像宮御庁着座次第写には左座の十「権官職仕 三郎右衛門」など左座・右座それぞれ五名、合計十名が書かれており「分限帳」の人数と一致している。

表三に入れた豊福秀賀は天正八年から確認できる御米（錢）注進状の全て

に署判している。社官（社僧）でありながら領内支配の実務者であり、「分限帳」に書かれていないのは不自然である。豊福氏の系図も不明な点が多く、式部卿秀賀―長雲―円秀―大輔長賀としている<sup>10</sup>。長賀を秀賀の息子と考へることができる。

「分限帳」と「宗像記追考」（「追考」と略す）の寺院は、記載順序が異なるが表六のように五十六になる。「天文の知行帳」（「天文」と略す）は55の勝楽寺がなく五十五になる。「天文」にのみ書かれた所在地を（）で示した（「追考」には所在地は書かれていない）。備考欄には「追考」「天文」で異同がある寺院名、応永元年（二三九四）以降の初出関連史料の年号・史料名・史料番号を記載した。併せて『筑前国統風土記』（『統風土記』）、『筑前国統風土記附録』（『附録』）、『筑前国統風土記拾遺』（『拾遺』）、『太宰管内志』（『管内志』）にみえる寺院を（）の略称で適宜記載し、必要事項を記載した。番号下には他の史料で確認できる寺院を○、類推できる寺院は△、確認できない寺院を×で示した。\*は筆者の注。

見落としがあると思われるが、五十六の寺院の内、13随願寺・32法泉寺・35能引庵・48定林寺・49星住庵・50松林庵・55勝楽寺の七寺院は所在地が確認できない。34万福寺（王丸）・47善福寺（鐘崎村）の二寺院は他の史料で確認できない。二寺院を含む四十九の寺院は宗像郡三十一、鞍手郡五、遠賀郡十三になる。2の円塔院から8の吉祥院までは鎮国寺の塔頭・子院。遠賀郡の神伝院は、高蔵宮の「社僧の寺を神伝院神宮寺といふ」とあるように、高蔵宮の神宮寺とされている（『統風土記』巻之十四遠賀郡上）。

表から疑問点を掲げると、21の万福寺・25の報恩寺・33の長楽寺は創建の

時期が「分限帳」より後になるが、これは再興されたためであろうか。40の増福寺は「天文の知行帳」に書かれているように増福庵が当時の寺名であった。また寺領は永祿二年（一五五九）七月二十三日付で宗像氏貞が増福庵に二町を寄進しているが、「分限帳」には「浮米」とあつて寺領は書かれていない（『増福院文書』『市史』三九〇―一）。

39八所宮は応永五年二月十六日付の八所宮洪鐘銘に「宗像郡赤馬庄鎮守八所大明神」とあるように赤馬庄の惣社であった（八所宮旧蔵…『市史』五）。前述のように高蔵宮は辺津宮第一宮本殿造営時に造営が行われており、遠賀庄に段米が課せられていた（『竹井文書』『市史』五八一）。また天正十年十月二十八日の遠賀庄天正十年御米注進状では、六十石二斗五升内四十一石八斗二升六合が「高蔵宮年中御神米」とされているように遠賀庄の惣社であった（『嶺文書』六三六・『大社文書』三卷二九）。両社は宗像社の末社には含まれていない。八所宮と高蔵宮が「分限帳」に記載されている理由を含め、宗像社の大宮司宗像氏による領内の神社支配・造営など検討すべき点がある<sup>12</sup>。

天正十三年時には存在し、「分限帳」に記載されていない寺院には、隣船庵（隣船寺）、建興院などがあるが、理由は明らかではない。隣船庵は景轍玄蘇の詩文集「仙巢稿」にみえており（『市史』四〇一）、両寺は占部尚安を開基としている（『拾遺』他）。この他、『附録』『拾遺』から戦国時代まで遡ることができる西郷の太平寺、長谷寺なども書かれていない。これは「分限帳」に西郷衆が書かれていないのと同様、西郷が大友氏の支配下とされていたことを反映していると考えられる。

「分限帳」の寺院には、宗像氏の庇護がなくなり江戸時代には廃寺となつて

表五 社官衆と「分限帳」の人名

人名	天正六年	天正七年	天正八年	天正九年	天正一〇年	天正十一年	天正十二年	天正十三年	天正十四年	有無	備考
安部民部丞秀浄								六七九一		△	社官衆 阿部民部之允
市丸七郎守種								六七九一		○	社官衆
占部弥七守郷								六七九一		○	社官衆
河野三郎道勝								六七九一		○	社官衆
河野助五郎安道								六七九一		○	社官衆
宗像朝臣治部大夫千秋	五八三一四							六七九一		○	「深田治部太輔宗形朝臣 権擬大宮司忌子禰宜千秋」 (六七九一)
吉田宮内丞貞頼	五八三一四							六七九一		○	社官衆
吉田治部丞貞覚								六七九一		○	社官衆
力丸平七守実								六七九一		○	社官衆
力丸平十郎真元								六七九一		○	社官衆
池浦式部卿秀賢								六七九一		△	社官衆(社僧) 池浦座司分
池浦治部卿良賀								六七九一		○	社官衆(社僧)
清水兵部卿良仲								六七九一		○	社官衆(社僧)
高向中務卿良秀	五八三一他		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一他	六八六他	○	社官衆(社僧)
高山少将榮秀			六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一他	六八六他	○	社官衆(社僧)
常子大式増秀	五八三一四		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一	六八六他	○	社官衆(社僧)
豊福大輔長賀								六八一		○	社官衆(社僧)
日並刑(兵イ)部卿長玄								六七九一		○	社官衆(社僧) 日並形部卿
山下越後増泉								六七八他		○	社官衆(社僧)
吉田侍従良増	五八三一四							六七九一		○	社官衆(社僧)
吉田少輔良知	五八三四		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一他	六八六他	○	社官衆(社僧)
吉田少納言良玄 小薬丸								六七九一		△	社官衆(社僧) 小薬師丸
吉田二位行元法師	五八三一四							六七九一		○	社官衆(社僧) 「行光(元イ)」(六七九一)
吉田良季法師 切手	五八三一四							六七九一		△	社官衆(社僧) 切手分 五八三一四は良秀とあるが良季 の誤記カ
力丸中将良存								六七九一		○	社官衆(社僧)
吉田助次郎到次								六七九一		×	社官衆(社僧)
豊福式部卿秀賀	五八三一他		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六四八他	六七二他	六七九一他	六八六他	×	(社官衆) 権少宮司

\*東郷天正九年御米注進状は天正十年二月二十一日に作成されているので、天正十年として使用した(「嶺文書」「市史」六〇五・「大社文書」二三)。

表六 「分限帳」の寺院

番号	分限帳	所在地	備考
20	○	中山寺	(野坂村) 年未詳(「新撰宗像記考証」『市史』三八七)
19	○	祥雲寺	本木村
18	○	覚王寺	東郷村
17	○	総生寺	(大穂村) 総生寺(「追考」『天文』永禄三年(「児玉輻採集文書」『市史』四一〇)は崇聖寺、元亀元年カ(「増福院文書」『市史』五四四)は総生寺
16	○	隆尚庵	*上八村カ 天正四年(「仙果稿」『市史』五七五)
15	○	承福寺	上八村 永享九年(「応安神事次第」追補『市史』九六・「大社文書」三卷)
14	○	桶崎寺	渡村 天正十三年(「宗像宮僧座着座次第写」『市史』六七九)・「大社文書」三卷一四・二卷四四(「拾遺」は廃寺)
13	×	随願寺	
12	○	祥光寺	*田島村 天正二年(「宗像諸小路屋敷帳写」『市史』五五九)
11	○	医王院	田島村 文明十年(「正任記」『市史』一七四)
10	○	仏成寺	(田島村) 永享九年(「応安神事次第」追補『市史』九六・「大社文書」三卷)
9	○	興聖寺	田島村 永享九年(「応安神事次第」追補『市史』九六・「大社文書」三卷)
8	×	吉祥院	同 盤若院(「天文」『拾遺』は般若院)
7	○	般若院	同
6	○	妙観坊	同 妙観院(「追考」『天文』『拾遺』)
5	○	山ノ坊	同 山之坊(「追考」『拾遺』)
4	○	花蔵院	同 華蔵院(「天文」)天正二年(「辺津宮第三宮薬師如来銘写」『市史』五六一)は花(華イ)蔵院。
3	○	実相院	同 年未詳(「新撰宗像記考証」『市史』三八七)
2	○	円塔院	同 「拾遺」
1	○	鎮国寺	吉田村 宝徳二年(「年中諸祭祀衣裳之事写」『市史』一一・「大社文書」三卷)「拾遺」は子院2ノ7のうち、4のみ残るとする。

45	○	海蔵寺	遠賀郡内浦村 「続風土記」『拾遺』
44	○	龍生寺	遠賀郡高倉村 「追考」総持院「拾遺」惣智院址
43	△	惣持院	(高倉村)
42	△	千光坊	(高倉村) 「拾遺」千光院址
41	○	高蔵宮司分	遠賀郡高倉村 高倉宮(「追考」)天正十年(「嶺文書」『市史』六三六・「大社文書」三卷二八)
40	○	増福寺	山田村 増福庵(「天文」)永禄二年(「増福院文書」『市史』三九〇)・「三」は増福庵宛
39	○	八所宮司分	吉留村 八所宮(「追考」) 応永五年(「八所宮旧蔵洪鐘銘」『市史』五)
38	○	正法寺	同 「附録」『拾遺』
37	○	妙湛寺	楞嚴寺村 「宗像記」『追考』「附録」『拾遺』「管内志」
36	○	太子堂	(楞嚴寺村) 「管内志」
35	×	能引庵	能引寺(「追考」)
34	△	万福寺	(善徳寺かミ玉丸) 21と同名の別寺
33	△	長楽寺	虫生津村*遠賀郡 「拾遺」は慶長十七年弾譽阿順開基
32	×	法泉寺	法泉寺(「天文」) 「附録」『拾遺』
31	○	真福寺	波津浦*遠賀郡 「附録」『拾遺』
30	○	平山寺	(黒丸) 「拾遺」は宝永五年焼失廢寺
29	○	内山寺	(黒丸)*鞍手郡 「附録」『拾遺』
28	○	善光寺	手郡(稲光村)*鞍手郡 「附録」『拾遺』
27	○	龍沢寺	*鞍手郡宮永村 「拾遺」は廢寺
26	○	円通院	鞍手郡山口村 「続風土記」『附録』『拾遺』「管内志」
25	△	報恩寺	(大穂村) 「附録」『拾遺』には慶長年中創建の大穂から八並に移った普恩寺あり。「管内志」は同寺を報恩寺とする。
24	○	慶福寺	(野坂村) 「管内志」
23	○	慈濟院	野坂村之内 慈濟寺(「追考」)「拾遺」は廢寺
22	○	延壽寺	朝町村 「附録」『拾遺』
21	△	万福寺	(稲本) 「拾遺」は開基宗蓮寛永一七年寂

46	○	勝業寺	*遠賀郡吉木村	勝業寺（「追考」「管内志」） 伝院末
47	×	善福寺	鐘崎村	
48	×	定林寺		
49	×	星住庵		
50	×	松林庵		
51	○	千手院	*遠賀郡黒山村	「拾遺」「管内志」は千手寺
52	○	安楽寺	*遠賀郡吉木村 （松原村）	「拾遺」は松原村 「管内志」は吉木村
53	○	金台寺 <sup>(1)</sup>	遠賀郡山鹿芦屋村	「拾遺」
54	○	禪寿寺	*芦屋村	「拾遺」「管内志」
55	×	勝業寺		
56	○	観音寺	*芦屋村	「拾遺」「管内志」

いたと考えられる鎮国寺の塔頭・子院、楯崎寺、隆尚庵などが記載されている。名称の異同、所在が確かめられない寺院も多いが、実在した寺院の可能性はある。但、寄進された寺領が過大であったことと併せて、慎重な取り扱いが必要になる。

### おわりに

「分限帳」の人名・寺院について、「宗像記追考」の「着到ノ面」とあわせて検討した。両書の原本は確認できないので、写本から検討した。知行高及び他の分限帳（知行帳）との比較検討は行っていない。

「着到ノ面」の家臣知行高と寺院の寺領は書かれていない。すでに指摘され

ているように、「宗像記追考」本文にみられる家臣の知行高は「分限帳」と同一であり、「分限帳」の知行高を写している。成立後の加筆があるが、「宗像記追考」は元和三年（一六一七）三月に沙弥宗仙が撰していることから、「分限帳」はこれ以前に成立したとすることができる。

両書の構成は、「分限帳」では番匠以下が衆編成に組み込まれていた。「着到ノ面」では例外もあるが「諸道芸者」に独立して書かれており、寺院も含まれていない。人数・人名の異同もあり「着到ノ面」は「分限帳」をそのまま写したのではない。

「分限帳」「着到ノ面」に書かれた人名は、当時の史料で確認できない人名が多数見られる。同時に同時代史料にみえていても、「分限帳」に書かれていない人名がみられる。この中には親子の場合、どちらかが記載された例がある。人名については当時の史料との異同がみられる人名がある。転写の際の誤記と考えても、同時代を生きた宗仙が「着到ノ面」を書いていたとすれば、誤りが多いといえることができる。

但、同時代の史料とあわせると、明らかに同時代の史料と齟齬が生じる人物は書かれていない。当時、宗像氏の支配から離れていた西郷が書かれていないことも事実と合致する。寺院についても確認できない寺院や、創建時期に問題がある寺院もあるが、ほぼ同時代の実態を反映しているといえることができる。このように「分限帳」の人名・寺院は天正十三年当時の実態を反映しているが、人名・寺院名の異同、知行高の問題など天正十三年に作成されたとすることには疑問が残る。戦国時代の宗像氏研究にとって豊かな内容を持っていることから、「宗像記追考」とあわせて今後、成立・内容などの研究が進展す

ることを期待したい。そのための参考に拙稿がなれば幸いである。

(元福岡県立図書館職員)

## 註

(1) 『宗像神社史』下巻第九章第三節第八項註八、宗像神社復興期成会、一九六六年。他に「宗像御家人知行覚」「永祿年中氏貞在職宗像社宮帳并所帯帳」「天正十二年八月宗像大宮司氏貞分限帳」などをあげている。

『宗像神社史』が指摘している「宗像記追考」中の大和氏の人名・知行地・知行高は次のようになる(第十九 四任之事)。「分限帳」の知行高・衆名を↓で記載する。

大和彈正忠・河西郷二十八町余↓二十八町□反三百歩(河西郷衆)

同 源助・本木郷四町↓四町(本木郷衆)

同 采女允伯樂・内殿四町↓四町(内殿郷)

同 雅樂助・赤間庄四町↓六町(赤間庄衆)

同 孫六・久原村二町余↓二町八反小(久原村衆)

同 新九郎・野坂庄一町余↓一町四反(野坂庄衆)

同 神右衛門・野坂庄四町↓四町(野坂庄衆)

「宗像記追考」には大和氏とは別に、瓜生長門守が「遠賀ノ庄」で七十二町を宛行われたとし、子を吉田左近允貞延とする。「分限帳」では遠賀庄衆に吉田左近允七十二町とある。吉田駿河入道良喜も上八郷で七十余町を宛行われたとし、子を吉田兵部少輔貞勝とする。「分限帳」では上八村郷衆に吉田兵部少輔六十四町四段大とある。知行高の異同は子の貞勝になり減少したと考えることもできる。

高向四郎次郎は遠賀庄に住すとあつて知行高は書かれていないが、「分限帳」には遠賀庄衆に高向四郎次郎四町二反三百三十歩とある。

この他「宗像記追考」には、宗像氏貞の母親を治療した唐人の木道三官(一徳)が一町六反の知行を、五十君与助は四町七反の知行を宛行われたとある(第四 菊姫御前并御母君御靈崇之事)。「分限帳」には赤間庄衆に医師同(木道)三官一町六反、同衆に絵師・医師五十君与助四町七反大とある。「着到ノ面」では三官を木道三官入道とする。又、鎮国寺の役者、直虎が四町余を宛行われたとする(第十七 氏貞逝去之事)。直虎は赤間庄衆に直虎三町とある。

このように「宗像記追考」には、大和氏以外にも「分限帳」とほぼ同じ知行地・知行高の人名が書かれている。

(2) 河窪奈津子『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実(『福岡県地域史研究』二四号、二〇〇七年)。「占部家系伝」は占部氏の系図で「占部文書」に含まれる。「宗像郡誌」下輯に収録。

(3) 「分限帳」は『宗像市史』史料編中世Ⅱ六八四、「天文の知行帳」は中世Ⅱ三五五に収録(一九九六年)。本稿では同書からの引用は『市史』と略し史料番号を付した。宗像大社所蔵文書は、『宗像大社文書』第一巻から第三巻に影印本とともに収録されている(宗像大社復興期成会、一九九二年・一九九九年・二〇〇九年)。その後、第四巻が二〇一五年に宗像大社から刊行されている。『市史』から引用した史料で『宗像大社文書』に含まれる史料は、史料群名を省略し、巻数・史料番号を『大社文書』〇巻〇〇のように併記した。

「宗像記追考」は「田島宮社頭古絵図」が添付されている宗像大社所蔵力丸与八郎旧蔵本による。同本については『宗像神社史』上巻第二章第二節第二参照

(宗像神社復興期成会、一九六一年)。同書は所々の追書から、寛永(一六二四～一六四四)から寛文(二六六一～二六七三)の間あたりの書写と推定している。力丸本は中村正夫氏によって一九九三年に複製本が作成されており、大社に寄贈される以前の伝来などの解説がある。

(4) 同文書は永祿二年、宗像氏貞の大島への渡海と翌年の所領回復に関すると考えられる。拙著『中世筑前国宗像氏と宗像社』第二編第四章、初出一九九一年、岩田書院、二〇〇三年参照。

(5) 日本歴史地名体系『福岡県の地名』宗像市光岡村、平凡社、二〇〇四年。

(6) 深川氏については、古賀俊祐「資料紹介深川文書」・田村杏士郎「中世近世移行期を生き抜いた一大内氏被官―深川氏の研究―」(『市史研究ふくおか』一二号、二〇一七年)がある。「宗像記追考」では石松十郎を戦死した石松加賀守秀兼の息子とする(『市史』六二―四四)。

(7) 「宗像大宮司氏貞家来吉田名字侍帳写」の註解で、父子が宗像氏に仕えていた家ではどちらかが記載されているとし、「分限帳」の池田郷吉田伯耆守重致は息子の内蔵大夫貞棟、本木郷吉田伊賀守致勝は息子の勘解由丞が書かれていることを指摘している(「吉田ツヤ奉納文書」『大社文書』三卷)。侍帳の末尾の年号は「分限帳」と同じであるが、知行高は書かれておらず人名、居住地など異同がある。

(8) 『大社文書』三卷「嶺家文書」米銭注進状解題。注進状は、各社領から必要経費を差し引いた上で、宗像社の御倉へ上納される米・銭の額を記したものとす。『宗像神社史』下巻第十三章第四節第一項も参照。

(9) 『大社文書』四卷所収、川添昭二氏による第一宮御遷宮置札(第一宮御遷宮之事置札)註(23)参照。本稿では、川添氏による宗像大社所蔵置札の積文・註解

を参照した。

(10) 「豊福氏略系」(『宗像郡誌』下輯)、『宗像神社史』下巻第九章第四節第三項第二。

(11) 金台寺には中世の過去帳がのこされている(芦屋町文化財調査報告書第一〇集『金台寺過去帳』芦屋町教育委員会、二〇〇〇年)。

(12) 宗像氏貞と家臣による領内の神社造営については、拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第二編第三章、花乱社、二〇一六年で検討した。「知行帳」には赤馬庄の八所宮、遠賀庄の高蔵宮と同様の存在であったと考えられる若宮庄の惣社若宮八幡が書かれていない。